平成２４年（再イ）第２２号
青森市大字油川字岡田85番地31
再生債務者　千葉　秀康
1　決議に付する再生計画案　平成24年11月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年12月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月28日まで
平成24年11月30日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第１０号
青森県五所川原市大字姥菟字船橋52番地41
再生債務者　諏訪　貢輝
1　決議に付する再生計画案　平成24年11月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年12月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月28日まで
平成24年11月30日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第８８号
神奈川県平塚市東中原２丁目１番14－３号
再生債務者　大野　弘志
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年３月５日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成24年11月30日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１４号
名古屋市港区西蟹田1907番地
再生債務者　上村　秀孝
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月20日まで
4　一般異議申述期間　平成24年12月27日から平成25年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第２１号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目２番３号ノアハウスＡ102
再生債務者　浅野　智之
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月11日から平成25年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第９号
大阪府泉佐野市高松東２丁目10番３号
再生債務者　松井　　健
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月７日から平成25年１月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００５７号
東京都新宿区大久保３－14－３－1206
再生債務者　梶田　裕明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年12月13日まで
平成24年11月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号
群馬県渋川市中郷606番地168
再生債務者　後藤　神一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年12月21日まで
平成24年11月30日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（再ロ）第９号
佐賀県鳥栖市神辺町21番地１
再生債務者　野田　英樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年12月21日まで
平成24年11月30日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（再ロ）第６号
金沢市中村町30番17号　エフォール503号室
再生債務者　永井　直美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年12月26日まで
平成24年11月30日　金沢地方裁判所

平成２４年（再ロ）第６号
大阪府岸和田市土生町805番地の38
再生債務者　阪口　　寛
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年12月26日まで
平成24年11月28日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第４号
青森市大字戸山字赤坂31番地
再生債務者　奥崎　正栄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年12月28日まで
平成24年11月30日
青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１００４４号
東京都荒川区西尾久８－44－30－1411
再生債務者　眞方　次夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００５２号
東京都三鷹市牟礼４－20－５－102
再生債務者　渡邉いずみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号
栃木県小山市本郷町３丁目５番53号
再生債務者　金澤　　孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月27日
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（再ロ）第１号
茨城県稲敷郡阿見町南平台３丁目37番地７
再生債務者　関　　政博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月29日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

商号等変更の登記

解散
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は平成二十五年一月二十五日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十四年十一月二十七日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）平成二十四年七月二十六日付官報号外第一六二号一一〇頁
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年十二月十日
東京都豊島区池袋二丁目六一番八号
（甲）株式会社アオキ
代表取締役　細田　新子
東京都豊島区池袋二丁目六一番八号
（乙）有限会社アオキ
代表取締役　細田　新子